



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

公告

○街区境界調査成果の認証……………
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…二
○農地法第四十一条第一項の規定による裁定の申請……………
……………(産業労働局農林水産部農業振興課)…二

告示

●東京都告示第六百五十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月一日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中野区弥生町

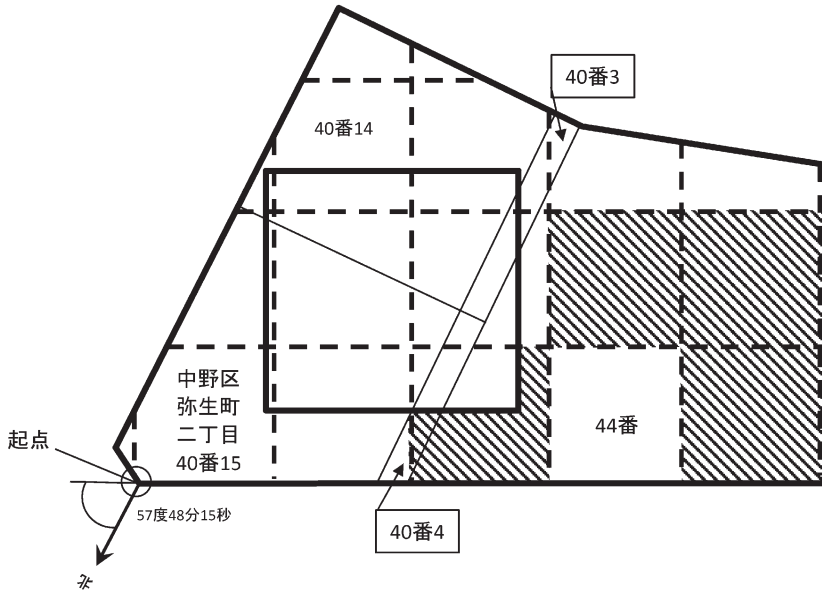
二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図

【起点】

起点は、中野区弥生町二丁目40番15の最北端とする。



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域
- 単地区画

【格子の回転角度(57度48分15秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

街区境界調査成果の認証について

大田区における街区境界調査成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和八年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 大田区
の名称

二 調査を行った期 令和五年七月から令和七年八月まで
間

三 成果の名称 大田区(大森北五丁目の一部)の街区境界調査図及び街区境界調査簿

四 調査を行った地 大田区大森北五丁目の一部
域

五 認証年月日 令和八年四月十四日

所有者を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請について

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定に基づき、一般社団法人東京都農業会議(東京都農地中間管理機構)から所有者等を確知することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第二項の規定において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和八年五月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請に係る農地の所在等

(一) 所在及び地番

東京都あきる野市引田字櫻ノ岡百六十四番、百六十五番、百六十七番一、百六十八番一

(二) 地目 畑

(三) 総面積 四、一九四平方メートル

二 申請に係る農地の利用の現況

かつて所有者の自作農地であり、所有者死亡以後は耕作の目的に供されていなかった。現況は遊休農地となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

本裁定後、認定農業者に申請農地を貸し付け、農作物の栽培を行う。

四 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は、地域計画の区域外であるが、借受希望者の確保が確実と見込まれることから、一般社団法人東京都農業会議農地中間管理事業規程5(1)②の基準に適合するものである。

五 希望する利用権の始期等

(一) 始期 令和八年七月一日

(二) 存続期間 十年間

(三) 借賃に相当する補償金の額 年額二万五千百六十四円

六 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(一) 提出期限

令和八年五月十八日（月曜日）

(二) 提出先

東京都産業労働局農林水産部農業振興課

郵便番号一六三一八〇〇一 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号（東京都庁第一本庁舎二十一階南側）

(三) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

